



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
代表者 取締役社長 庵 栄伸
(コード番号 8377 東証一部・札証)
問合せ責任者 企画グループ長 北川 博邦
(TEL 076-423-7331)

監査等委員会設置会社への移行、及び、定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 14 期定時株主総会において株主の皆さまのご承認が得られることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行すること、及び、定款の一部を変更することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行の目的

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(以下、「改正会社法」と記載します。)により、株式会社の新たな機関設計として監査等委員会設置会社が設けられました。
- (2) 社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置し、その構成員である監査等委員に取締役会での議決権を付与して取締役会の監督機能の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

- A. 監査等委員会設置会社移行に伴い、監査等委員会・監査等委員に関する条文の新設及び監査役会・監査役に関する条文の削除等を行うものです。また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役への権限移譲に関する条文を新設するものです。
- B. 改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結することを可能とすることにより、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものです。
- C. 平成 29 年 4 月 1 日に施行された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」において、銀行持株会社が行うことができる業務範囲の見直し※がなされました。つきましては、この見直しに対応することを可能とするため、また、今後、当該業務範囲の更なる見直しが実施された場合の対応を可能とするため、当社の事業目的の一部を変更するものです。
※銀行持株会社グループに属する銀行を含む複数の子会社に共通する業務であって、これを銀行持株会社において行うことが、当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして法令が定める業務が追加されました

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

3. 監査等委員会設置会社への移行、及び、定款一部変更の日程

平成 29 年 5 月 11 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 27 日 (予定)	定時株主総会決議日
同	定款の一部変更の効力発生日、監査等委員会設置会社への移行日

以 上

別紙 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 (2) <u>その他</u> 前号の業務に <u>付帯または関連</u> する業務 (新設)	(目的) 第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 (2) 前号の業務に <u>附帯</u> する業務 <u>(3) 前二号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務</u>
第3条 (記載省略)	第3条 (現行どおり)
(機 関) 第3条の2 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機 関) 第3条の2 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第4条 (記載省略)	第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第9条 (記載省略)	第5条～第9条 (現行どおり)
第3章 優 先 株 式	第3章 優 先 株 式
(優先配当金) 第10条 当社は、第 47 条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主 (以下、「優先株主」という) または優先株式の登録株式質権者 (以下、「優先登録株式質権者」という) に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という) または普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という) に先立ち、次に定める金額を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当 (以下、「優先配当金」という) を支払う。 第5種優先株式1株につき、年50円 2. ～4. (記載省略)	(優先配当金) 第10条 当社は、第 43 条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主 (以下、「優先株主」という) または優先株式の登録株式質権者 (以下、「優先登録株式質権者」という) に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という) または普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という) に先立ち、次に定める金額を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当 (以下、「優先配当金」という) を支払う。 第5種優先株式1株につき、年50円 2. ～4. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第11条 当社は、第48条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において、「優先中間配当金」という）を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第11条 当社は、第44条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、完全子会社となる会社における旧商法第353条の規定による株主総会の決議または当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において、「優先中間配当金」という）を支払う。</p>
<p>第12条～第15条（記載省略）</p>	<p>第12条～第15条（現行どおり）</p>
<p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第16条 第49条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p>	<p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第16条 第45条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p>
<p>第4章 株 主 総 会</p>	<p>第4章 株 主 総 会</p>
<p>第17条～第23条（記載省略）</p>	<p>第17条～第23条（現行どおり）</p>
<p>第5章 取締役および取締役会</p>	<p>第5章 取締役および取締役会</p>
<p>(員 数)</p> <p>第24条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(員 数)</p> <p>第24条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く)</u>は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任および解任方法)</p> <p>第25条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任<u>および解任</u>決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(選任および解任方法)</p> <p>第25条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 取締役(監査等委員であるものを除く)の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</u></p> <p><u>第26条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任 期) 第26条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(任 期) 第27条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第27条～第28条 (記載省略)</p>	<p>第28条～第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第29条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第30条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第30条 (記載省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第32条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第31条 (記載省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(<u>社外</u>取締役の責任限定契約) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定契約) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
第6章 監査役および監査役会	(削除)
(員数) 第34条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第35条 監査役は、株主総会において選任する。	(削除)
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(補欠監査役の予選の効力) 第36条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。	(削除)
(任期) 第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第39条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会規定) 第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。	(削除)
(報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(社外監査役の責任限定契約) 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定	(削除)

現行定款	変更案
する額とする。	
(新設)	第6章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) 第36条 監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第37条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会規定) 第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。
第7章 会計監査人	第7章 会計監査人
第43条～第44条（記載省略）	第39条～第40条（現行どおり）
(報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会 の同意を得て定める。	(報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査等委員会 の同意を得て定める。
第8章 計 算	第8章 計 算
第46条～第49条（記載省略）	第42条～第45条（現行どおり）
(新設)	附則（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） 当社は、第14期定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間に締結済みの、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額）については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。

以上